

平成27年度目標管理シート

【健康福祉部長 山口 俊英】

| | | | | | |
|------|--|------|------|--|--|
| 市の目標 | 将来都市像「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」の実現 | | | | |
| 部の目標 | 地域でつながり、だれもが、いきいきと生活できるまちづくりと 生涯にわたる健康づくりを支援する | | | | |
| 部の概要 | 人員 | 116人 | 予算規模 | 一般会計 17,173,771千円 国民健康保険事業特別会計 19,334,016千円 介護保険事業特別会計 11,455,872千円 後期高齢者医療特別会計 3,339,594千円 | |

【具体的な取り組み】

| No. | 課名 | 総計・行革 | 項目 | どの水準まで | どのような方法で | いつまでに | 進捗 | 成果又は課題 |
|-----|---------|-------|-----------------|--|---|--|----|---|
| 1 | 地域福祉推進課 | 総計 | 災害時等要援護者台帳整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の災害時等要援護者台帳について、改正災対法に基づく避難行動要支援者名簿として活用するための対応を行う。 ・ 引き続き、制度周知等を行い名簿登録者数を増やす。(平成26年度末 2,560人) ・ 地域みまもりネットワークにおいて、引き続き情報の共有化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時等要援護者名簿（手上げ方式）登録者全員へ制度周知の文書を送付する。 ・ 関係所管窓口で制度周知を行う。 ・ 市報や地域に出向いての周知を行う。 ・ 民間事業者等による地域みまもりネットワーク連絡会を開催する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度末まで ・ 年度末まで ・ 年度末まで ・ 平成27年9月 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法の改正に伴う名簿の名称変更等の周知文書を登録者に対し12月末に送付し、「避難行動要支援者名簿」として活用していくこととした。 ・ 関係機関や制度対象者への周知を行った。(平成27年度新規登録者302人) ・ 地域みまもりに関する連絡会を3月に開催し情報の共有を図った。 |
| 2 | 地域福祉推進課 | 総計 | 成年後見制度後見人報酬助成事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象者への周知を徹底し、報酬を助成する。 ・ 事業の対象者の範囲について、検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に登録決定している後見人や、一度助成を行った後見人については、それぞれの申請月がわかるので、当該時期に申請が無かった場合に個別の連絡を徹底する。 ・ 新規に後見人となった方に対し、活動開始当初の説明を行う。 ・ 他自治体の状況確認を行い、推進機関及び成年後見制度運営委員会と協議を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度末まで ・ 年度末まで ・ 平成27年9月 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年から継続して助成対象となる方や、新規に対象となる方といった制度を必要とする方への周知を行い、後見人報酬を助成した。 ・ 26市の現状調査やブロック会議での近隣市との情報交換に努め、対象者範囲について検討した。 |

| No. | 課名 | 総計・行革 | 項目 | どの水準まで | どのような方法で | いつまでに | 進捗 | 成果又は課題 |
|-----|---------|-------|-------------------|--|---|-------|----|---|
| 3 | 地域福祉推進課 | 総計 | 成年後見制度市民後見人養成事業 | 市民後見人となっただけの市民を募り、研修を受講していただく。 | 近隣7市と合同で、市民後見人養成研修を行う。 | 年度末まで | A | 平成27年10月に市民に周知し、平成28年1月から2月にかけて7市合同の研修を実施。7名の市民が修了した。 |
| 4 | 地域福祉推進課 | 行革 | 社会福祉協議会の経営改革の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の総合調整会議において、中・長期的な方針を決定した事業について、具体的な対応を始める。 新たに課題が生じた事業について、重点事業として協議を行う。 | 社会福祉協議会と総合調整会議を行う。 | 年度末まで | A | <ul style="list-style-type: none"> 平成28年2月までに総合調整会議を5回開催した。 重点事業の内容を協議し、事業実施体制を決定した。 総合調整会議での検討を踏まえ、平成28年度に協議を予定する重点事業を決定した。 |
| 5 | 生活福祉課 | 総計 | 生活困窮者自立支援事業学習支援事業 | 体制を確立し、事業を運営する。 | <ul style="list-style-type: none"> 関係所管と連携し、事業を行う。 学生ボランティアを募り、学習の場を提供し、事業運営をする。 | 年度末まで | A | 平成27年4月に支援体制を確立し、事業を開始した。ボランティア等を5、6名配置して事業を運営し、1日当たり16～17人ほどの生徒が通所した。 |
| 6 | 生活福祉課 | 行革 | 生活保護受給者への自立支援 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護からの自立世帯数 平成24年度比増 (平成24年度 13世帯) 生活保護に関する制度などの見直しを、国や東京都に要請する。 | <ul style="list-style-type: none"> 就労阻害要因のない被保護者に対し、就労支援員やハローワークのナビゲーターを利用し、就労支援を行う。 ただちに就労が困難な受給者に対して、国の「生活困窮者自立支援法」と一体的に就労準備に向けた支援の検討を行う。 要請に向け、関係機関と協議する。 | 年度末まで | A | <ul style="list-style-type: none"> 自立に向けた所得の向上を目指し支援を行った結果、自立世帯数が61世帯となり、平成24年度比増となった。 主管課長会を通じて生活困窮者及び被保護者に対する支援策の充実を国及び東京都へ要望した。 |
| 7 | 高齢介護課 | 総計 | 地域密着型サービス施設整備事業 | 中部圏域において認知症対応型共同生活介護のサービス提供予定事業者を決定する。 | 公募要項を検討・作成し、事業者を公募・選考する。 | 年度末まで | A | <ul style="list-style-type: none"> 公募要項を検討・作成し、平成27年10月から公募、選考した。 平成27年12月にサービス提供予定事業者を決定した。 |

| No. | 課名 | 総計・行革 | 項目 | どの水準まで | どのような方法で | いつまでに | 進捗 | 成果又は課題 |
|-----|-------|-------|-----------------|---|--|---|----|---|
| 8 | 高齢介護課 | 総計 | 地域支援事業（介護予防事業） | <ul style="list-style-type: none"> ・定員25名程度、開催回数25回程度、延べ参加人数600人以上を目指し、新たな介護予防事業である脳の元気アップ教室を開催する。 ・平成28年4月実施の介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行準備を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防や居場所づくりといった市民ニーズに応じた、脳のトレーニングと運動機能向上を複合した、新たな介護予防教室を展開する。 ・教室サポーターをシルバー会員から募ることで、高齢者の雇用の創出と生きがいづくりを行う。 ・地域包括ケア推進協議会の議論を踏まえ、円滑な移行準備を推進する。 | 年度末まで | A | <ul style="list-style-type: none"> ・脳の元気アップ教室は、全27回延べ700人以上の参加となった。 ・事業移行に係る説明会を40回以上（延べ1000人以上の参加）開催。 ・加えて、広く市民より意見聴取するためにパブリックコメントを2回実施し、円滑な移行準備を図った。 |
| 9 | 高齢介護課 | 総計 | 地域支援事業（包括的支援事業） | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築及び推進を図るため、地域ケア会議と講座・相談会の開催回数を前年度以上とする。 （平成26年度 地域ケア会議39回、講座・相談会343回） ・戦略的包括広報推進部会（通称：セブンアッププロジェクト）の立ち上げ及び運用を行う。 ・認知症コーディネーターを配置する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域において民生委員や福祉協力員等と共同で地域ケア会議等を開催し、地域における課題や問題点を共有することで地域のネットワークを強化する。 ・地域からの依頼に基づき、各種講座や説明会を開催する。 ・新規介護認定の疾病分析や、地域ケア会議から出てきた5圏域の実情にあわせた広報誌の作成及び新たな広報活動のあり方について検討する。 ・基幹型包括に認知症コーディネーターを配置し、認知症の早期発見・早期診断につなげる体制づくりの構築を図る。 | 年度末まで | B | <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の開催回数は32回、地域包括支援センターが関与した講座・相談会等の地域活動の開催回数は600回以上であった。 ・広報推進部会を立ち上げた。新たな地域包括支援センターの周知用チラシを作成し、関係所管での配布以外に市民課の協力を得て、転入者に対して配布した。 ・認知症コーディネーターを配置した。 |
| 10 | 高齢介護課 | 総計 | 地域支援事業（任意事業） | <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者支援の充実を図るための「らくらっく」の開催回数を平成26年度と同水準とする。 （平成26年度 35回開催） ・介護給付費通知を年2回送付し、サービス利用の適正化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「らくらっく」（家族介護者の集い）を継続して開催する。 ・通知の内容について、理解しやすく伝える工夫をする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・年度末まで ・平成27年11月、平成28年2月 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者の集い「らくらっく」を36回開催した。 ・介護給付費通知を平成27年11月、平成28年2月に送付し、サービス利用の適正化を図った。 |

| No. | 課名 | 総計・行革 | 項目 | どの水準まで | どのような方法で | いつまでに | 進捗 | 成果又は課題 |
|-----|-------|----------|--|---|---|-------|----|--|
| 11 | 高齢介護課 | 総計 | 高齢者見守り事業 | <ul style="list-style-type: none"> 地域において住民団体等が主体的に取り組む高齢者の見守り活動の立ち上げを支援するため2団体に対し助成を行う。 70歳以上の独居高齢者に救急医療情報キットの配布を継続する。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターに配置されている見守り専任職員を中心として、活動の掘り起こし等の支援を行う。 老人相談員を通じて、ひとり暮らし高齢者に配布する。 | 年度末まで | B | <ul style="list-style-type: none"> 立ち上げ支援を図ったが、助成団体は1団体に留まった。 年間を通じて、老人相談員の訪問活動の際に、70歳以上の独居高齢者等に救急医療情報キットを配付した。 |
| 12 | 高齢介護課 | 総計 | 介護予防の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 転倒予防講座の市内15ヶ所の地域における開催回数 平成26年度以上（平成26年度 189回開催） 地域における介護予防大作戦の独立性を年々高めていくための支援を図る。 健康増進課と高齢介護課の両課において、介護予防に関連した事業の内容を共有し、事業の見直し案を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会及びいきいきシニアに加え、地域包括支援センター等の新たな広報媒体を通じて周知を行う。 実行委員会の事務等の支援を通じて、事務・イベント運営等についてノウハウ獲得を支援する。 両課において介護予防の促進に関する協議を継続的に行う。 | 年度末まで | B | <ul style="list-style-type: none"> 転倒予防講座の開催回数は市内15ヶ所において185回となっている。 介護予防大作戦の実行委員会に参加し、開催方法等について助言をした。 健康増進課と共に共同開催可能な事業を確認し、健康増進課主催の「健康のつどい」において、介護予防教室を実施し、より若い世代に対する介護予防の普及啓発を図った。 |
| 13 | 高齢介護課 | 総計 行革 | 市税等コンビニエンスストア収納 後期高齢者医療保険料・介護保険料・児童クラブ使用料・保育料徴収率の維持・向上の取り組み | 介護保険料徴収率 平成24年度比維持・向上 (平成24年度 96.3%) | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険料の設定に対して理解を得られるよう、納入通知書の送付時に介護保険の仕組みの案内文を同封する。 普通徴収及び滞納繰越分に係る徴収活動（電話・文書等による納付勧奨）を行う。 | 年度末まで | B | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険料徴収率95.9%（決算見込） 納入通知書の送付物に介護保険の仕組み（保険料の算出方法等）の案内文を同封した。例年に比べ問合せ件数が減になる効果があった。 10月を徴収強化月間と位置付け、滞納繰越分の臨戸訪問を実施した。 |

| No. | 課名 | 総計・行革 | 項目 | どの水準まで | どのような方法で | いつまでに | 進捗 | 成果又は課題 |
|-----|-------|-------|-----------------------|---|--|-------|----|---|
| 14 | 高齢介護課 | 行革 | シルバー人材センターの経営改革の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約件数 8,400件以上（平成26年度 8,277件） ・貸付金の適正化（貸付期間の短縮等）を行う。 ・適正な補助金額を維持する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・連絡検討会議を通じて、シルバー人材センターの普及啓発や就業機会の拡充についての助言等を行い、経営改革全般について支援する。 ・平成26年度に引き続き、東京都からの補助金を活用し、就労支援員増員のための支援を行う。 ・貸付金を適正化するための方策を検討する。 ・補助金額を平成26年度比同額以下とする。 | 年度末まで | A | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の契約件数は、9,129件だった。 ・貸付金は、前年度と比較して貸付期間が3ヶ月間短縮された。 ・補助金額については平成26年度の補助額を基本とし適正な補助額による補助を執行した。 |
| 15 | 高齢介護課 | 行革 | 有料老人ホームなどの整備に関する指針の策定 | 有料老人ホームなどの整備に関する指針を策定する。 | 関係所管と協議する。 | 年度末まで | B | サービス付き高齢者向け住宅の国補助制度の変更があり、それに対応した指針について再検討している。 |
| 16 | 高齢介護課 | 行革 | 憩いの家のあり方の検討 | 憩いの家に求められている役割・機能を踏まえ、憩いの家を事業として継続的に運営していくための具体的な取り組みを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の親睦や集いの場に留まらず、介護予防の取り組みにおける地域拠点の一つとして活用することを検討する。 ・公共施設再生計画策定と連動した施設機能の整理を行う。 | 年度末まで | A | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業として、市民サポーターによる「ふまねっと運動」を実施した。 ・憩いの家のあり方について、公共施設再生計画基本計画の中で施設再生の方向性を示した。 |
| 17 | 障害支援課 | 総計 | 障害者就労支援事業 | 東村山市障害福祉計画（第4期）の目標値として掲げる35名の障害者の一般就労を達成する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携を強化するとともに、円滑な事業実施のため、障害者就労支援室と定期的に協議を行う。 ・市報等により事業内容の周知を行う。 | 年度末まで | A | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援室と毎月1回の会議を行うことで連携強化を図り、53名の一般就労を達成した。 ・市報にて、障害者就労支援室が定期的実施する公開講座の周知を行った。 |

| No. | 課名 | 総計・行革 | 項目 | どの水準まで | どのような方法で | いつまでに | 進捗 | 成果又は課題 |
|-----|-------|-------|---------------|---|--|-------|----|---|
| 18 | 障害支援課 | 総計 | 障害者移動支援事業 | 制度周知を進めるとともに、市内のガイドヘルパーの人数を増やし、真にサービスが必要な方の社会参加及び自立を促進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・所管窓口、特別支援学校等懇談会、障害者自立支援協議会等により、制度周知を行う。 ・ガイドヘルパー不足の課題があることから、ガイドヘルパー養成研修事業を行う。 | 年度末まで | A | <ul style="list-style-type: none"> ・所管窓口、特別支援学校懇談会、障害者自立支援協議会および平成27年8月15日号の市報にて制度周知を行った。 ・ガイドヘルパー養成研修を、平成27年9月から平成28年3月にかけて、計4回実施した。9月の研修を修了した方については、13名の方が地域の事業所で従事をした。 |
| 19 | 障害支援課 | 総計 | 障害者日常生活用具給付事業 | ニーズの高い品目の検証を行いながら、引き続き、日常生活用具を必要とする方への利用を促進する。 | 必要とされる品目の給付実態を把握し、各障害特性や病状特性を踏まえながら、真に必要とされる品目について検討を行う。 | 年度末まで | A | <ul style="list-style-type: none"> ・特に、対象疾病が拡大された難病患者が必要とする品目について、昨年度に引き続き、個別に聞き取りを行うなど、検討を行った。 ・所管窓口や特別支援学校懇談会等で制度周知を行った。 |
| 20 | 障害支援課 | 総計 | 障害福祉単独事業の再構築 | 市単独で行っている障害福祉事業を、時代の変化に合うように見直し検討を行う。 | 障害のある当事者、学識経験者、一般公募市民を交えた検討会を引き続き行う。 | 年度末まで | A | 四半期ごとに計4回の会議を開催した。前年度に引き続き、各制度の課題の抽出を行っていただき、それを基に、各制度の解決策・方向性について、議論を行っていただいた。 |
| 21 | 障害支援課 | 総計 | 自立支援協議会設置事業 | 東村山市障害者自立支援協議会を開催し、市内における障害福祉の現状の把握と課題を共有する。 | 東村山市障害者自立支援協議会の定例会及び各専門部会を計画的に開催する。 | 年度末まで | A | <ul style="list-style-type: none"> ・定例会を計3回、相談支援部会を計12回、就労支援部会を計6回開催した。 ・各会議において、市内における障害福祉の現状の把握と課題等を意見交換を行って共有した。 |

| No. | 課名 | 総計・行革 | 項目 | どの水準まで | どのような方法で | いつまでに | 進捗 | 成果又は課題 |
|-----|-------|-------|------------------|---|--|--|----|---|
| 22 | 健康増進課 | 総計 | 介護予防の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 骨粗鬆症予防教室を推進する。 フォロー教室を2日間開催し、要指導者の50%の参加を目標とする。 保健推進員活動を通じて、地域の健康づくり及び介護予防活動を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> 市報やパンフレットで事業周知を図る。 骨密度測定会を開催し、測定会参加者全員にフォロー教室を行い、半年後に再測定を行う。 保健推進員活動における介護予防活動を促進する。 各地域での健康づくり活動を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成27年5月 年度末まで 年度末まで 年度末まで | B | <ul style="list-style-type: none"> 平成27年6月に骨粗鬆症予防教室を2日間実施した。 フォロー教室を希望者に2日間実施したが、参加者は要指導者の42%に留まった。若い層、新規の参加が課題である。 全町で保健推進員の健康づくり活動を支援する中で、骨密度測定を実施し、介護予防活動を推進することができた。 |
| 23 | 健康増進課 | 総計 | 眼科検診推進事業 | 緑内障、糖尿病網膜症等の眼科疾病の早期発見及び早期治療の促進を図るため、定員600名で眼科検診を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 健康ガイド・市報や市ホームページで事業周知を図る。 眼科検診を市内の指定医療機関にて行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成27年9月 平成27年11月 | A | 募集定員600名に対し、1,037名（昨年度受診者及び重複受診者を除く）の申込があり、546人の方が受診し一定の成果があった。 |
| 24 | 健康増進課 | 総計 | かかりつけ医・歯科医・薬局の推進 | 身近な地域で健康状態や病気の相談ができる「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局」の普及を目指す。 | かかりつけ医推進のため、チラシ・広報誌等で普及啓発を行う。 | 年度末まで | A | 市報へのコラム、各種講座等を開催し、各場面ごとにかかりつけ医・歯科医・薬局の重要性について周知を行うことで、普及を図った。 |
| 25 | 健康増進課 | 総計 | がん検診推進事業 | 子宮がん・乳がん・大腸がんの検診受診率 平成26年度以上（平成26年度各がん検診受診率 子宮がん 14.0% 乳がん 15.9% 大腸がん 4.7%） | <ul style="list-style-type: none"> 検診の個別受診勧奨を工夫し推進する。 再受診勧奨を行う。 がん検診を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成27年10月 平成27年11月 平成28年1月 | B | <ul style="list-style-type: none"> 受診率は、子宮頸がん13.7%・乳がん17.1%・大腸がん5.5%であった。 対象者に無料クーポン券や勧奨通知等を送付し、受診促進を行なった。 |
| 26 | 健康増進課 | 総計 | 胃がんハイリスク検査事業 | 実施に向けて、医師会と課題を整理する。 | 医師会と胃がんハイリスク検査検討委員会において、検査方法等について検討を重ねる。 | 年度末まで | A | 平成27年に検討委員会を4回開催し、検討の中で課題の整理をしていき、平成28年度の実施に向けて予算化を行った。 |

| No. | 課名 | 総計・行革 | 項目 | どの水準まで | どのような方法で | いつまでに | 進捗 | 成果又は課題 |
|-----|-------------|----------|--|--|---|--|----|---|
| 27 | 保険年金課・健康増進課 | 行革 | 生活習慣病の予防対策の実施 (40歳～74歳) | <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率 54.0%以上 (平成25年度 47.3%) ・特定保健指導実施率 40.0%以上 (平成25年度 19.5%) | <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査について、特定検診未受診者及び隔年受診等で毎年受診に至っていない対象者に、受診勧奨通知を送付する。 ・特定保健指導について、医療機関と連携し電話やハガキ等で利用勧奨を行うとともに、特定保健指導受診者に健康増進施設利用券を配付する。 ・利用者の利便性向上のため、サンバルネ等で特定保健指導を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年8月 ・年度末まで ・年度末まで | B | <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率は48.1%、特定保健指導実施率は14.9%であった。 ・受診勧奨通知は過去の受診状況や健康リスクなどにより区分を設け、対象者に応じた内容で実施した。 ・特定保健指導はサンバルネでも実施し、また受診者には健康増進施設の無料利用券を配布した。 |
| 28 | 保険年金課 | 総計 行革 | 国保健康相談事業 生活習慣病の予防対策の実施 (25歳～39歳) | 健康相談受診率 30.0%以上 (平成26年度受診率 22.5%) | <ul style="list-style-type: none"> ・対象者全員へ個別通知を早期に送付するとともに、特定健康診査・特定保健指導も視野に入れた広報を行う。 ・平成26年度の受診結果を基に、生活習慣病に関わる疾病の可能性のある被保険者に対して、管理栄養士・保健師による事前指導を行う。 ・平日健診時、土日健診時において管理栄養士・保健師による個別の健康相談、指導を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年8月 ・年度末まで ・年度末まで | B | <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病に関わる疾病の可能性のある被保険者に対して、管理栄養士・保健師による事前指導を実施した。 ・平日健診時、土日健診時において管理栄養士・保健師による個別の健康相談、指導を行った。 ・以上の取り組みを行ったが、平成27年度国保健康相談事業受診率は、21.3%に留まった。 |

| No. | 課名 | 総計・行革 | 項目 | どの水準まで | どのような方法で | いつまでに | 進捗 | 成果又は課題 |
|-----|-------|----------|---|---|---|-------|----|---|
| 29 | 保険年金課 | 総計 行革 | 医療費適正化事業 医療費の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> データヘルス計画を策定する。 後発医薬品使用率（数量シェア）50.0%以上（平成26年度 50.2%） レセプト点検において被保険者1人あたりの効果額を高める。（平成25年度 1人あたり862円） 柔道整復施術療養費の適正化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> レセプトや特定健康診査のデータを分析する。 関係機関と連携し使用率の把握に努め、一定の被保険者に対し、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用した場合の差額通知を10回発送する。 高齢者への普及啓発として高齢受給者証年次更新時にジェネリック希望シールを同封し、保険証一斉更新時にも保険証添付用のジェネリック希望シールを同封する。 進捗管理を行うことにより、レセプト点検（2次点検）の精度を更に高める。 柔道整復施術療養費支給申請書の内容点検を行い、疑義のある内容については患者照会をし、その回答によっては申請書の返戻をするなどの対応を取る。 | 年度末まで | B | <ul style="list-style-type: none"> 「データヘルス計画第1期」を策定した。 ジェネリック差額通知を平成27年6月から毎月1回、合計10回送付した。 ジェネリック希望シールは被保険者証一斉更新の年度であったことから全世帯に同封した。 以上の結果、ジェネリック使用率は、平成28年3月時点で53.3%となった。 レセプト、特定健康診査データの分析を行った。 レセプト点検及び柔道整復施術療養費2次点検を年間を通じて実施した。 以上の結果、27年度のレセプト点検の1人当たり効果額は761円、柔道整復施術療養費の適正化額は2,858,235円（345件）となった。 |
| 30 | 保険年金課 | 行革 | 国民健康保険事業特別会計の健全化 | <ul style="list-style-type: none"> 標準財政規模に対する、一般会計からの基準外繰入額及び基金からの繰入額の合計の割合5.0%以下（平成25年度 6.7%） 必要に応じて国や東京都に意見書、要望書等を提出する。 | <ul style="list-style-type: none"> No.27~29の取り組みを着実に推進する。 国民健康保険制度について、国や東京都の動向を把握する。 | 年度末まで | B | <ul style="list-style-type: none"> No.27~29の取り組みを推進したが、標準財政規模に対する一般会計からの基準外繰入金及び基金からの繰入金の合計の割合は、平成27年度標準財政規模の5.3%に留まった。 国の公費拡大等について東京都市長会並びに全国市長会関東支部へ要望を行った。 |
| 31 | 保険年金課 | 行革 | 後期高齢者医療保険料・介護保険料・児童クラブ使用料・保育料徴収率の維持・向上の取り組み | 後期高齢者医療保険料徴収率 平成24年度比維持・向上（平成24年度 97.9%） | 普通徴収及び滞納繰越分に係る徴収活動（電話・文書等による納付勧奨）の強化を図る。 | 年度末まで | A | 再任用職員による戸別徴収及び電話等により徴収強化を行った結果、後期高齢者医療保険料徴収率は98.5%（決算見込）となった。 |